



再生可能エネルギー発電設備を設置するための農地転用許可

太陽光発電所、風力発電所、バイオマス発電所、水力発電所及び地熱発電所の発電設備を農地に設置する場合には、農地転用許可が必要になります。詳細は、農林水産省「農地転用許可制度の概要」を参照してください。

【簡単解説】

日本全国の農地は農地法や地域の整備計画によって管理され、農業をする上での条件や周辺地域の状況なども加味され、区分されています。まず、農業を振興していくべき地域と、それ以外の地域とに大きく分けられ、前者に含まれる農地を農業振興地域内農地（農振農地）、後者を農業振興地域外農地（農振外農地）と呼ばれています。農振外農地であれば、簡易な手続だけで農地を転用することができ、他の農業以外の用途での使用が比較的容易です。農振外農地は、周囲を住宅に囲まれたような著しく市街化が進んでいる地域に見られます。ただ、年々農地が減少し、食糧自給率が先進国内で最低の日本では、農地を保全し維持していく理由からかほとんどの農地は農振農地です。農振農地でも転用は可能ですが、農振外農地に比べ格段に申請が面倒で、原則的に転用ができない農地区分も存在しています。

農地区分及び許可方針（立地基準）



区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可（市町村が定める農用地利用計画において指定された用途（農業用施設）等のために転用する場合、例外許可）
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8年以内）等、特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可（土地収用法の認定を受け、告示を行った事業等のために転用する場合、例外許可）
第1種農地	10ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可（土地収用法対象事業等のために転用する場合、例外許可）
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

出典：農林水産省Webサイト

例えば、農地転用許可を受けて太陽光発電設備を農地に設置する場合には、農地全体を転用して設置する方式と、農地に支柱を立てて営農を継続しながら発電する方式（営農型発電設備）があります。営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みをいい、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。

詳細については、下記をご参照ください。



農林水産省「農地転用許可制度の概要」



Ctrlキーを押しながら画像をクリックしてください。